

2019年12月19日

加盟団体代表者 各位

公益財団法人全日本ボウリング協会
競技委員長 不破 伸二
(公印省略)

World Bowling の規程改定に伴う ボウリング競技規則の改定について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の諸事業に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

World Bowling の規程改定に伴い、2020年8月1日より当協会制定のボウリング施設、設備及び競技用具認証規格が改定されることは当協会指導委員会より既報の通りですが、その改定内容（投球中にグリッピングのために使用していないホールがあつてはならない）に合わせて、ボウリング競技規則を別紙の通り改定することとなりましたので、会員皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点等あれば、JBC事務局（担当：鈴木）までご連絡ください。

末筆になりますが、貴連盟益々のご発展を祈念申し上げます。

敬具

公益財団法人全日本ボウリング協会

ボウリング競技規則

【変更理由】

- ・ワールドボウリングにおけるボール規格のルール変更のため

改定案	現行
<p>第 135 条（使用ボール）</p> <p>ボールは手の作用によって投球されるものとし、ボールの指穴調整を工夫すること以外は、その内部及び外部に添付物を使用することなど、いかなるほかの手段もこれを併用してはならない。</p> <p>すべての公認競技においては、ボールは世界ボウリング連盟の公式認定ボール又は本協会公式認定ボールで本協会の公認ドリラーによってドリルされ、本協会の公認ボール検査員が検査し、合格したボールを使用するものとする。</p> <p>競技者は、<u>投球中にすべての指穴に指を入れて投球しなければならない。</u></p> <p><u>投球中に指を入れていない穴があった場合、そのゲームの得点は0とする。</u></p>	<p>第 135 条（使用ボール）</p> <p>ボールは手の作用によって投球されるものとし、ボールの指穴調整を工夫すること以外は、その内部及び外部に添付物を使用することなど、いかなるほかの手段もこれを併用してはならない。</p> <p>すべての公認競技においては、ボールは世界ボウリング連盟の公式認定ボール又は本協会公式認定ボールで本協会の公認ドリラーによってドリルされ、本協会の公認ボール検査員が検査し、合格したボールを使用するものとする。</p> <p>競技者は親指穴を使用した状態で他のすべての指穴に指が届かなければならぬが、必ずしもすべての指穴に同時に届く必要はない。</p> <p>投球中、競技者は親指を親指穴の中に入れるか、その上において置かなければならぬ。親指が親指穴から 180 度離れていてはならない。</p>
<p>1974 年（昭和 49 年）8 月 24 日制 定</p> <p>1975 年（昭和 50 年）4 月 20 日一部改正</p> <p>1984 年（昭和 59 年）10 月 1 日一部改正</p> <p>1987 年（昭和 62 年）8 月 10 日一部改正</p> <p>1996 年（平成 8 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>1998 年（平成 10 年）10 月 8 日一部改正</p> <p>2001 年（平成 13 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2006 年（平成 18 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2008 年（平成 20 年）5 月 25 日一部改正</p> <p>2009 年（平成 21 年）5 月 31 日一部改正</p> <p>2012 年（平成 24 年）4 月 1 日 公益財団法人設立に伴う制定</p> <p>2015 年（平成 27 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2015 年（平成 27 年）6 月 1 日一部改正</p> <p>2018 年（平成 30 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2020 年（令和 2 年）4 月 1 日一部改正</p> <p><u>2020 年（令和 2 年）8 月 1 日一部改正</u></p>	<p>1974 年（昭和 49 年）8 月 24 日制 定</p> <p>1975 年（昭和 50 年）4 月 20 日一部改正</p> <p>1984 年（昭和 59 年）10 月 1 日一部改正</p> <p>1987 年（昭和 62 年）8 月 10 日一部改正</p> <p>1996 年（平成 8 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>1998 年（平成 10 年）10 月 8 日一部改正</p> <p>2001 年（平成 13 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2006 年（平成 18 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2008 年（平成 20 年）5 月 25 日一部改正</p> <p>2009 年（平成 21 年）5 月 31 日一部改正</p> <p>2012 年（平成 24 年）4 月 1 日 公益財団法人設立に伴う制定</p> <p>2015 年（平成 27 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2015 年（平成 27 年）6 月 1 日一部改正</p> <p>2018 年（平成 30 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2020 年（令和 2 年）4 月 1 日一部改正</p>